


子育て支援センター わくわく ニコニコの予定

0歳児の集まり「すやすや」「よちよち」、1歳児の集まり「ぐんぐん」、2歳児の集まり「のびのび」に参加してお友達と交流しながら、親子で一緒に楽しい時間を過ごしましょう。

| | 南部 子育て支援センター | 北部 子育て支援センター |
|---|---|--|
| すやすや (0歳児) 平成28年4月2日～ | ▶日時 7月6日(水) 10:00～11:00 ▶申込み 不要 | ▶日時 7月13日(水) 10:00～11:00 ▶申込み 不要 |
| よちよち (0歳児) 平成27年4月2日～ 平成28年4月1日生 | | |
| ぐんぐん (1歳児) 平成26年4月2日～ 平成27年4月1日生 |  | 「親子で運動遊び」 ▶日時 7月14日(木) 10:00～11:00 ▶定員 先着20組 ▶申込み 7月1日(金) 9:00～電話または直接受付 |
| のびのび (2歳児) 平成25年4月2日～ 平成26年4月1日生 | | 「親子で運動遊び」 ▶日時 7月21日(木) 10:00～11:00 ▶定員 先着20組 ※おおむね小学2年生までの兄弟も参加できます。 ▶申込み 7月1日(金) 9:00～電話または直接受付 |

- ▶持ち物 名札(名札をお持ちの方はご持参ください)、お茶、タオル
- ▶対象 町内在住の方
- ※動きやすい服装でお越しください。
- ※たくさんの方に参加していただきたいので、**どちらか一方の支援センターに参加してください。**
- ※駐車場が少ないので、徒歩・自転車でお越しください。
- ※詳しくは、それぞれの支援センターへお問い合わせください。

- 北の子育て支援センター
世代間交流講座
「親子でダンス」
- お兄ちゃんお姉ちゃんを誘ってみんなでダンスを楽しみましょう。
- ▼日時 8月4日(木) 午前10時～11時
 - ▼場所 北部子育て支援センター
 - ▼対象 町内在住のおおむね2歳から8歳ぐらいの親子
 - ▼講師 高尾恭子
 - ▼定員 先着20組
 - ▼持ち物 汗拭きタオル、水分補給用の飲み物
 - ▼申込み 7月11日(月)午前9時から受け付けます
- ☎078(944)0717

- 住民協働推進事業
小児科医を交えての座談会
「大きくなって和になって」
- 平成27年度住民協働推進事業として、乳児健診後に小児科の先生を交えて、座談会を実施しました。今年度、さらに多くの方が参加できるように、初めての子育てをしている親子が集まる座談会を催します。
- ▼対象 生後6カ月～1歳6カ月児のはじめてのお子さん
 - ▼日時 7月12日(火) 午後1時～2時30分
 - ▼場所 福祉会館3階
 - ▼内容
 - ▼子育て井戸端会議
米山小児科院長の米山温子さんを交えてのお話し会
 - ▼わらべうたでスキンシップ
親子ふれあいサークルスマイルの河村知里さんによるベビーマッサージ
 - ▼持ち物 おむつ、水分摂取できるもの
 - ※無料、申し込み不要です。
 - ▼問合せ 地域の子育てに寄り添う会(守田)
☎079(435)1828

播磨町

子育て支援センター

福祉グループ ☎079(435)2362

北部子育て支援センター ☎078(944)0717

南部子育て支援センター ☎079(437)4188

児童手当の現況届

5月末に送付しました児童手当の現況届について、提出していない方は至急福祉グループまでご提出ください。提出がない場合、手当の支給ができないので、ご注意ください。

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362

福祉医療制度などの該当者に受給者証(うぐいす色)を送付します

▶問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581

福祉医療制度は、国民健康保険または職場の健康保険などのいずれかの健康保険に加入している一定所得以下の老人、障がい者(児)、乳幼児など、児童、母子家庭、父子家庭、遺児の方に、健康保険で診療を受けた場合の自己負担額の一部を助成し、安全・安心な社会づくりを推進する施策の一環として大きな役割を果たしています。

現在受給者証をお持ちの方については6月末頃に更新を行い、継続して各福祉医療制度に該当する方には新しい受給者証(うぐいす色)を郵送します。ただし、

制度改正によって前年度と所得などが変わらなくても非該当となることがありますので、ご注意ください。

※新たに対象となる方は、健康保険証・印鑑・平成28年度所得課税証明書(平成28年1月2日以降に転入された方)・障害者手帳(障害者・高齢障害者医療費助成制度対象者)を持参のうえ、保険年金グループまで申請してください。(詳しくは保険年金グループまでお問い合わせください)

老人医療費助成事業

| | 内 容 | |
|--------|---|---|
| 対象者 | 65歳以上69歳以下の方 | |
| 所得制限基準 | 町県民税非課税世帯かつ本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の方 | |
| 一部負担金 | 定率2割負担【経過措置対象者のうち所得を有しない方は1割負担】 | |
| 負担限度額 | 低所得Ⅱの場合 | 低所得Ⅰの場合 |
| | 外来 月額 12,000円 | 外来 月額 8,000円 |
| | 入院 月額 35,400円 | 入院 月額 15,000円 |
| | 【低所得Ⅱの経過措置対象者】 外来 月額 8,000円 入院 月額 24,600円 | 【低所得Ⅰの経過措置対象者】 外来 月額 8,000円 入院 月額 15,000円 |

障害者医療費助成事業・高齢障害者医療費助成事業

| | 内 容 | |
|--------|--|--|
| 対象者 | ・障がい程度1級・2級・3級(内部障害のみ)の身体障がい者 ・知的障がい者(療育A・B1判定) ・精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級所持者)ただし、精神疾患による医療を除く一般医療が対象 | |
| 所得制限基準 | 世帯の町県民税所得割税額合計額が23.5万円未満の方 | |
| 一部負担金 | 外来 | 1医療機関あたり、1日600円を限度に月2回(1,200円まで)の負担【所得を有しない方は、1日400円を限度に月2回(800円まで)の負担】 |
| | 入院 | 定率1割負担(負担限度額月額2,400円)【所得を有しない方は、月額1,600円】 ※長期入院(連続して3ヵ月を超える入院の場合)は、4ヵ月目以降の一部負担金なし |

乳幼児等医療費助成事業

| | 内 容 | |
|--------|-------------|---------|
| 対象者 | 出生から小学3年生まで | |
| 所得制限基準 | 所得制限なし | |
| 一部負担金 | 外来 | 一部負担金なし |
| | 入院 | 一部負担金なし |

こども医療費助成事業

| | 内 容 | |
|--------|----------------|---------|
| 対象者 | 小学4年生から中学3年生まで | |
| 所得制限基準 | 所得制限なし | |
| 一部負担金 | 外来 | 一部負担金なし |
| | 入院 | 一部負担金なし |

母子家庭等医療費助成事業

| | 内 容 | |
|--------|------------------------------------|--|
| 対象者 | 20歳に達した年度末までの児童を監護する母または父及びその児童、遺児 | |
| 所得制限基準 | 児童扶養手当の所得制限(全部支給)の基準を準用 | |
| 一部負担金 | 外来 | 1医療機関あたり、1日800円を限度に月2回(1,600円まで)の負担【所得を有しない方は、1日400円を限度に月2回(800円まで)の負担】 |
| | 入院 | 定率1割負担(負担限度額 月額3,200円)【所得を有しない方は、月額1,600円】 ※長期入院(連続して3ヵ月を超える入院の場合)は、4ヵ月目以降一部負担金なし |

※所得を有しない方とは、町県民税非課税世帯で、かつ、世帯全員の年金収入が80万円以下、もしくは年金収入を加えた所得80万円以下の方です。